

令和 5 年 9 月

事業者の皆さんへ

公益社団法人大阪労働基準連合会
北大阪労働基準協会支部

安全衛生推進者養成講習 受講のご案内

平素は、当協会の運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法第 12 条の 2 により、別紙（1）に例示した業種で、常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業場については、安全衛生推進者養成講習修了等の資格を有する者の中から「安全衛生推進者」を選任しなければなりません。

当会では、安全衛生推進者等養成講習登録機関として、標記の講習を下記の通り開催しますので、是非ご受講の上、資格を取得されますようご案内申し上げます。

なお、貴事業場の支店・営業所等関連事業場にもご連絡いただければ幸いです。

記

- 1 日 時 令和 5 年 11 月 9 日（木）10:00～16:20（受付開始 9:30～）
令和 5 年 11 月 10 日（金）10:00～16:20（受付開始 9:30～）
- 2 場 所 関西労働衛生ビル 4 階 講習室 大阪市中央区常盤町 2-1-12 ※別紙地図参照
※受講者用駐車場・駐輪場はございません！公共交通機関でお越し下さい。
- 3 受講料 14,630 円【講習料 12,000 円＋消費税 1,200 円＋テキスト代 1,430 円（税込）】
※申込手続き終了後は、受講料金は返金いたしませんのでご了承下さい。
テキストの改訂によりテキスト代が変わった場合、受講料金も変更となります。
- 4 写 真 3.0cm×2.4cm（申請前 6 ヶ月以内に撮影した上三分身・無背景・正面脱帽の写真）
※上記および別紙（写真添付上の注意事項）の規定に満たない場合は、再度ご提出いただく場合がございます。
- 5 申込手順 ◎ 協会窓口への直接申込:受講申込書に受講料を添えて当協会までご持参下さい
公益財団法人 大阪基準連合会 北大阪労働基準協会支部
枚方市東田宮 1-6-4 TEL 072-846-2173 FAX 072-846-5414
◎ 銀行振込:受講申込書はFAXして頂き、受講料は下記の口座へお振込み願います。
振込手数料はご負担願います。

銀行口座 りそな銀行 枚方支店 普通 6 1 1 4 4 6 6 公益社団法人大阪労働基準連合会 北大阪労働基準協会支部
--

※お振込み名義は、会社名のほか、支社・支店・営業所名までご記入願います。

◎申込書及び入金を確認の後、『受講票』を送付します。

- 6 申込締切 講習日の 1 週間前または満席（定員 20 名）になり次第、締め切らせていただきます。
なお、お申込の時点で満席の場合は、FAX またはお電話にて不可の旨、連絡いたします。
※ご受講枠が確保できました場合は、連絡いたしません。

- 7 修了証 2 日目の講習終了後に「安全衛生推進者養成講習修了証」を交付します。

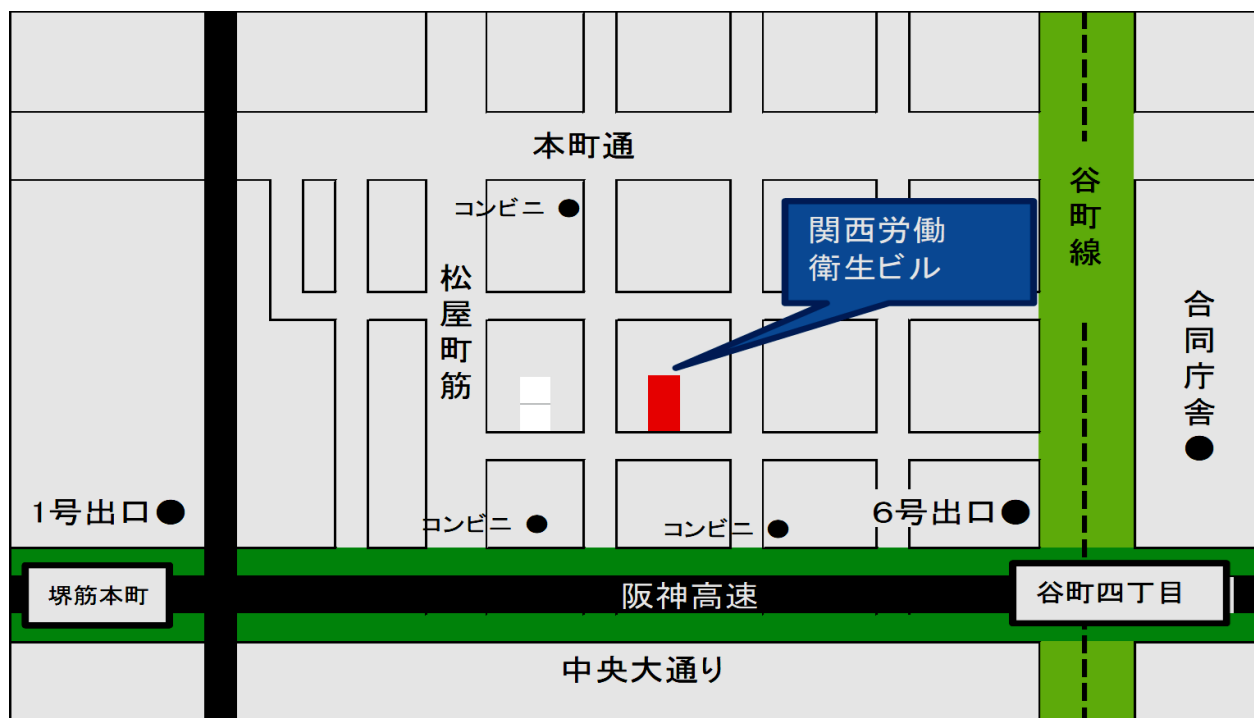
別紙 (1) 安全衛生推進者の選任を要する業種

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

(2) 安全衛生推進者養成講習カリキュラム

科 目	範 囲	時間
安全管理	安全衛生推進者の役割と職務、安全活動、 労働災害の原因の調査と再発防止対策	2
危険性又は有害性等の調査及び その結果に基づき講ずる措置等	危険性又は有害性等の調査及び その結果に基づき講ずる措置等	2
作業環境管理及び作業管理	作業環境測定、作業環境改善、 作業方法の改善、労働衛生保護具	2
健康の保持増進	健康診断、労働衛生統計、 労働生理、健康教育	1
安全衛生教育	安全衛生教育の方法、作業標準の作成と周知	1
関係法令	労働安全衛生法及び労働者派遣法 並びにこれらに基づく命令中の関係法令	2
合 計		10

会場周辺の略図 関西労働衛生ビル 4 階 講習室



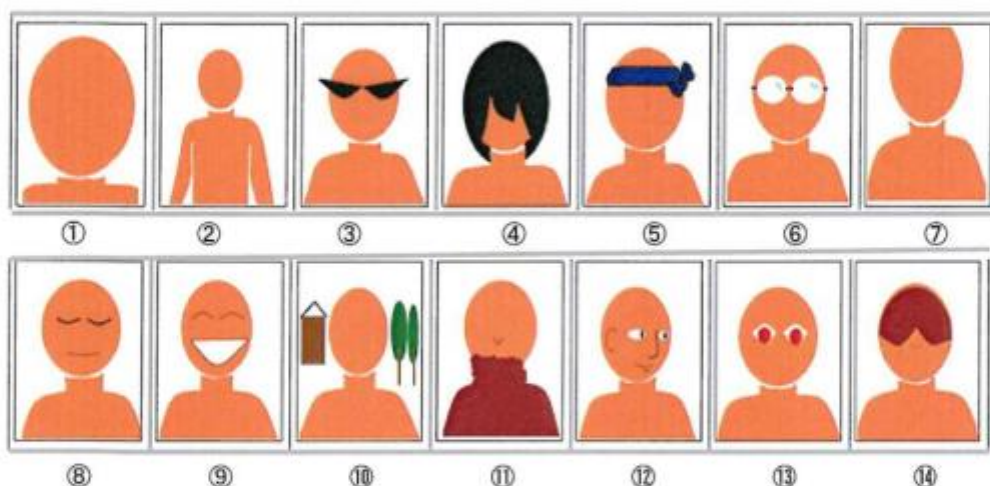
大阪メトロ(地下鉄) ・谷町線・中央線 谷町四丁目駅下車(6号出口)徒歩4分
 ・堺筋線・中央線 堺筋本町駅下車(1号出口)徒歩8分

写真添付上の注意事項

- ◎サイズが30mm×24mmのもの
- ◎申請前6か月以内に撮影したもの
- ◎鮮明で変色のおそれのないもの
- ◎正面、脱帽、上三分身（胸から上）、無背景
- ◎写真全面のり付けする。
- ◎再受験の場合も貼付する。
- ◎写真が剥がれたときの紛失等防止のため、写真の裏面に氏名を書く。

※次のような写真は不適当であり、再提出をお願いする場合があります。

例) 変色や傷があり不鮮明なもの、指定の寸法や規格を満たしていないもの



- ① 顔が大きすぎるもの
- ② 顔が小さすぎるもの
- ③ 色の濃い眼鏡やサングラス等により顔の一部が隠れているもの
- ④ 髪が目にかかっているもの
- ⑤ 帽子・はちまきなどをしているもの
- ⑥ 眼鏡で反射し、目の輪郭が不鮮明なもの
- ⑦ 頭が切れているもの
- ⑧ 目を閉じているもの
- ⑨ 笑っているもの
- ⑩ 背景が無地でないもの（スナップ写真不可）
- ⑪ 衣服などで顔が隠れているもの
- ⑫ 顔が正面を向いていないもの
- ⑬ カラーコンタクトをしているもの
- ⑭ 影で顔が見えないもの

大阪中央労働基準協会支部

受講申込書に写真張り付けて、郵送してください。

その際、**写真に折り目を付けない**ようにして郵送して下さい。

い。